五所川原市地域高齢者見守り事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、おでかけ見守りシールを交付する五所川原市地域高齢者見守り事業（以下「事業」という。）の実施により、認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者など（以下「対象者」という。）の安全確保と、家族や介護者等（以下「介護者等」という。）の負担を軽減し、対象者とその介護者等ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「おでかけ見守りシール」とは、介護者等が登録した連絡先等の情報を携帯電話等で読み取ることができる2次元バーコード（以下「コード」という。）が印字されたシールであって、対象者の衣類や鞄その他の持ち物（以下、「衣類等」という。）に貼るものをいう。

（事業対象者）

第３条　おでかけ見守りシールの交付対象者は、市内に住所を有する次に掲げる者とする。

（１）概ね６５歳以上で、認知症などにより行方不明となるおそれのある者

　（２）若年性認知症の診断を受け、行方不明となるおそれのある者

　（３）その他市長が認める者

（実施主体）

第４条　この事業の実施主体は、五所川原市とする。

（事業内容）

第５条　この事業は、おでかけ見守りシールを介護者等に交付し、あらかじめ登録した対象者の情報を照会できる個別番号及びコードを記載した耐洗ラベル及び畜光シール（以下「シール」という。）を対象者の衣類等に貼る事により行うものとする。

（１）対象者を発見した者が、おでかけ見守りシールに記載されたコードを読み取ることで、介護者等と通信をすること。

　（２）市職員が通信システムにより前号の通信の状況を閲覧すること。

（３）介護者等は、対象者が行方不明となった場合には、シールに記載したコードを読み取った発見者との間でインターネット接続環境下において通信し、対象者の早期保護に努めるものとする。

（利用申請）

第６条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は事業利用［新規・変更］申請書（様式第１）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第７条　市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、事業利用［決定・却下］通知書（様式第２）により申請者へ通知するものとする。

２　市長は、事業の利用が決定した介護者等に対し、次のシールを無償で交付するものとする。

（１）耐洗ラベル４０枚

（２）畜光シール１０枚

３　介護者等は、シールが不足したときは、事業シール追加交付申請書（様式第３）を市長に提出するものとする。

４　市長は、前項の申請を受理したときは、当該申請に係るシールの交付を行い、当該交付に要する費用は、無償とする。

（変更申請）

第８条　申請者は、第５条の申請の内容に変更がある場合は、事業利用［新規・変更］申請書（様式第１）を市長に提出するものとする。

（利用の辞退）

第９条　介護者等は、事業を利用する必要がなくなったときは、事業利用辞退届出書（様式第４）を市長に提出しなければならない。

（利用の取消し）

第１０条　市長は、介護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

（１）前条の届出を受理したとき。

（２）虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。

（３）その他市長が事業の利用の必要がないと認めるとき。

２　市長は、前項により事業の利用を取り消すときは、事業利用取消し通知書（様式第５）により申請者へ通知するものとする。

（遵守事項）

第１１条　シールの交付を受けた介護者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）速やかに必要な情報をインターネット接続環境下において登録し、対象者の衣類及び所持品にシールを貼り付けること。

（２）シールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。

（３）シールを改ざんしないこと。

（４）シールをこの要綱の目的に反して使用しないこと。

（５）利用開始に伴いインターネット接続環境下において登録した情報に変更がある場合は、速やかに変更すること。

（関係機関への情報提供）

第１２条　市長は、事業の実施にあたり、必要が生じたときは、対象者及び介護者等に係る個人情報を管轄の警察署、消防署の関係機関等に提供することができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。